

令和6年度綾部市予算編成方針

第1 はじめに

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰、急速に進行する少子化、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面しているとしています。

こうした「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速、少子化対策・こども政策の抜本強化などに取り組むことで「成長と分配の好循環」を実現するとしています。

本市においては、都市部住民の田園回帰の流れを追い風に、大切な財産である「豊かな自然」と「人々の心の温かさや地域を愛する熱意」を生かし、一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまちを目指します。

1 財政状況

令和4年度決算において、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合は30.8%、地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合は69.2%で、依然として、国や経済の動向に大きく影響を受ける財政構造となっています。

また、財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、2.9ポイント上昇し90.4%、将来の財政を圧迫する可能性を示す将来負担比率は、0.5ポイント改善し97.9%となりました。基金残高の増加などにより、将来負担比率は改善しましたが、今後も経常経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化が進まないよう留意が必要となります。

令和4年度は、第6次綾部市総合計画の2年目の年として、夢や希望を実現できるまちづくりを着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策にも取り組みましたが、地方創生臨時交付金など、あらゆる財源を活用することにより、財政調整基金（貯金）の取崩しを5年連続で回避することができました。しかし、財政調整基金は、当初予算編成時に約10億円を繰り入れているほか、本年8月の台風第7号のような大規模災害の発生や大幅な税収減などの不測の事態への備えとして、一定の額を確保しておくことが必要であり、今後も基金の取崩しを抑制していかなければなりません。

2 今後の財政見通し

歳入面においては、市税収入は回復基調にあるものの、地方交付税や地方消費税交付金等は、市税収入や景気等と連動することから、今後の動向は不透明であり、一般財源を確保することが非常に厳しい状況にあります。

一方、歳出面では、少子高齢化に伴う扶助費や医療・介護などの社会保障分野への繰出金が引き続き増加する見込みであるほか、行財政運営に向けた公民連携やデジタル化を推進するための経費なども増加する見込みです。

さらに、大規模事業の進捗等に伴う公債費の増加や公共施設の老朽化対策に係る投資的経費の増加、最低賃金の引上げや物価高騰等に伴う人件費や委託料の増加など様々な財政需要が見込まれます。

しかしながら、このような大変厳しい財政状況にあっても、将来に向けて真に必要な取組には積極的に投資するとともに、将来の財政需要や災害等への備えとして一定の基金残高を確保していくためには、社会・経済や国施策の動向を注視し、行財政改革をはじめ、事業の選択と財源確保の取組を、これまで以上に強力に推進していく必要があります。

第2 基本方針

原油価格・物価高騰、エネルギー問題、自然災害など、様々な行政課題に対応し、災害に強いまちづくりを進め、市民に寄り添い、よりきめ細やかな住民サービスの実現を目指していきます。

さらに、関係人口の更なる拡大や移住・定住施策のより一層の推進、若い世代が安心して子育てできる環境整備等により、人口減少を抑制するとともに、大切なふるさと綾部を未来に繋いでいけるよう、「今日の夢を明日の現実」にしていく施策を展開することも重要となります。

こうしたことから、令和6年度の予算編成は、本市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していけるよう、事務事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、第6次綾部市総合計画に掲げる市の将来都市像の実現に向けて、各分野別施策・事業を着実に推進することとします。

(1) 第6次綾部市総合計画の推進

本市が目指す「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部」という将来都市像の実現に向けて、綾部市市民憲章の6つの目標（柱）に基づき、分野ごとの施策を展開していくこととします。

「医」…地域医療、介護・福祉・子育て支援の充実など

「職」…雇用促進、農林業・商工業・観光振興など

「住」…安全・安心、住環境・社会インフラ・公共施設整備、都市計画など

+「教育」「情報発信」

(2) グリーントランスフォーメーション（GX）の推進

2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に向けて、地域・くらしの脱炭素化を推進します。

(3) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル技術の積極的な活用による「行政事務の効率化」「暮らしの利便性向上」「社会問題の解決」「新たな価値の創出」などに取り組み、市民が便利さを実感できるサービスの提供を推進します。

(4) 少子高齢化対策・こども政策の強化

国が提唱する「こどもまんなか社会」を実現するため、希望する人の結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援等の充実を図り、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進します。また、介護や生活困窮者自立支援など、高齢化に伴い増加する社会保障ニーズへの的確に対応することとします。

(5) 次の世代へ課題を先送りしない、次の世代に繋がる予算

国・府支出金をはじめ、各種基金の有効活用、過疎対策事業債など、有効な財源を活用することとしますが、将来負担を勘案し市債の発行は慎重に行い、特別会計等を含めた将来の財政負担を抑制します。

また、人口減少等を踏まえた今後の課題事項については、解決に向けて必要となる各種事業の推進を図るものとします。

(6) 国・府との連携強化

物価高騰の状況や少子化対策・こども政策に関する国の施策など、社会情勢等の変化が予想されることから、国や府からの情報収集や調整・連携に努め、その動向を把握した上で、適切に予算に反映させます。

(7) 原油価格・物価高騰への対応

社会情勢や国・府からの財政支援の動向を見ながら、必要性や緊急性を精査の上、適切に対応することとします。

(8) 働き方改革推進計画の取組

働き方改革推進計画の取組を一層推進し、業務の効率化、省力化を図ることにより、時間外勤務など、人件費の縮減を図ります。

(9) 健全な行財政運営の推進

公共施設マネジメントの推進、公有財産の処分など、行財政健全化の取組を進めます。

団体事業補助金については、対象とする事業内容や財務状況などを十分に考慮した上で、予算計上を検討します。

(10) 徹底した経費の見直し

(ゼロベースからの見直し)

慣習・慣例による予算要求とせず、これまでの取組を検証し、特に同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している場合は、事業内容の見直しや終期設定を検討します。

(見直しの好機)

国・府からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機ととらえ、経過等にとらわれることなく廃止・縮小、手法変更を行います。

国・府からの財源減少分を市費で肩代わりすることは行いません。事業を見直すか、あらゆる機会を通じて要望活動等を行い必要な財源確保に努めます。

(単独施策の見直し)

単独施策は、国や府の考えではなく、本市が独自に必要としてきた事業です。真に独自で実施すべきかどうか再検討します。

(11) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業や既存事業の拡充にあたっては、市民ニーズの把握、役割分担の明確化などについて、十分に調整を行い、新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存事業の縮小・廃止（スクラップ）により創出することとします。

(12) 徹底した財源確保

各種歳入についての徴収状況の点検、目標の設定等、滞納整理の取組を通じて、財源確保に努めます。

また、導入が可能な国及び府補助等については、制度改正の動向等も勘案した上で、積極的に取り組むとともに、見込んだ財源については全力で確保することとします。

予算上、特定財源の充当が予定されているにもかかわらず、その確保が見込めなくなった事業については、原則として執行を停止します。

第3 予算編成の考え方

1 歳入に関する事項

(1) 市税

市税は、自主財源の根幹であるため、今後の経済情勢や税制改正、地方財政計画の見通し等を慎重に見極め、確実な見込額を積算してください。

また、税負担の公平を期すため、課税客体の把握漏れのないよう留意するとともに、各税目にわたり収納率の向上を図り、滞納額の減少に努めてください。

(2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正を期すため、事業の内容、受益の度合い、他事業との均衡等を考慮し積算してください。

また、受益者に対し、その本旨を周知徹底し、年度内完全収納に努めてください。

(3) 使用料及び手数料

過去の実績を踏まえて、年間収入見込額を確実に積算してください。

(4) 国・府支出金

国及び府の予算編成の動向等を的確に把握し、関係機関との密接な連絡調整を図り、その確保に努めるとともに、各種制度を最大限活用できるよう類似の制度についても調査・研究し、的確・確実な収入額を積算してください。

特に、国の補正予算による緊急経済対策の動向に注視し、必要となる対策については、前倒しして令和5年度中に予算化することとします。

また、積極的に要望活動を行うなど財源の確保に努めてください。

(5) 財産収入

桜が丘団地の販売促進に庁内挙げて取り組むほか、その他の財産収入については、適正な対価により積算するとともに、利用計画のない財産については、売却に向けた取組を推進してください。

(6) 繰入金

特定目的基金からの繰入れについては、その基金設置の目的に従い、これまで充当していない事業への繰入れについても検討していただき、十分な事業効果が得られるよう有効活用にあつめてください。

(7) 市債

市債残高の削減や実質公債費比率等の縮減に向け、後年度の財政負担を考慮し計画的な市債の発行に努めます。

(8) 民間資金の獲得と活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税、イベント等での広告、協賛金の確保に積極的に取り組んでください。

2 歳出に関する事項

(1) 歳出予算積算基準

歳出予算の要求に当たっては、【別紙】歳出予算積算基準表に基づき、必要最少の額を要求してください。

(2) 政策的経費

ア 根幹事業計画に盛り込まれた施策のうち、「A」査定事業の中から真に必要な事業を厳選するとともに、既存の事業費の枠にとらわれることなく、事業内容、規模や構造、資材に至る一つ一つまで精査し事業費の縮減に努め、必要最低限の要求としてください。

※「B」・「C」査定の事業は、原則、要求しないでください。

イ 施策の概要、スケジュール、積算根拠、後年度への財政負担や費用対効果などあらゆる視点から精査を行った上で、本年度中に実施しなければならない理由を明確にし、要求してください。

特に事業効果が適切に発揮できるよう、事業スケジュールを十分検討してください。

ウ 投資的経費（ハード事業）については、B表「事業費に関する調」を作成の上、提出してください。

エ 課題があると思われるものや方針決定が必要なものは、個別に理事者協議を済ませておいてください。

オ 政策形成研修で提案のあった事業（ジェンダーギャップ）について、優先度・必要性を検討の上、効果的な事業について要求してください。

(3) 経常的経費

ア 人件費、扶助費、公債費、その他支出根拠が法令、国・府要綱、既決の契約等に基づいて、義務的に支出しなければならない経費で任意に節減できないものについては、必要最少の額を要求してください。

なお、会計年度任用職員の経費については、人員の必要性を十分精査し、要求してください。

イ 需用費（燃料、電気料を除く。）、役務費については、前年度予算額の範囲内で要求してください。

ウ 委託料（最低賃金の改定を除く。）については、原則、前年度予算額の範囲内で要求してください。各種業務委託については、その必要性、業者選定や複数年等の契約手法の検討のほか、実績等を踏まえた上で、仕様、金額等の内容全般を改めて見直し、経費を要求してください。

エ 上記経費を除く経常的経費については、まん然と過去の枠にとらわれることなく、費用対効果の視点に基づき事務・事業の評価・検証を厳しく行い、ゼロベースから積み上げ、経費を要求してください。

オ 団体事業補助金については、支援する対象を明らかにするとともに、収支・基金の状況等を分析することにより、財政的支援の必要性等を審査し、実施団体と調整を行った上で要求してください。

カ 公共施設マネジメントに基づき、施設の統廃合や移管を積極的かつ計画的に推進してください。

(4) 熟度の高い予算

予算編成に当たっては、各部・課内で徹底して議論し、方針を定め、事前に所属部長等の協議を済ませておいてください。

また、近年、契約執行後、多額の不用額や増額変更が生じる事務事業が多くあります。安易な見積による要求は予算編成全体に大きな影響を及ぼしますので、要求額の算定に当たっては、直近の決算・執行実績に基づく金額の精査、執行額の増減につながる各種要因を十分検討するよう注意してください。事業者から徴取した見積金額のみに頼ることなく、見積条件、実施方法の妥当性等についても十分精査してください。

3 特別会計

それぞれの会計の設置目的に従い業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入金に依存することなく経費節減を図り、独立採算の堅持に努めてください。

また、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し、所要額を要求してください。

4 公営企業会計

公営企業会計については、経済性と公共性の観点から、経営の総点検を行い、企業体質の改善、経営の合理化により更なる経営健全化に積極的に取り組み、独立採算性の確立に努めてください。

5 債務負担行為等

債務負担行為は、将来において財政負担を伴うものであるため、その内容などを十分精査の上、必要最少のものについて要求してください。

また、第三セクター、外郭団体については、経営状況を十分把握し、運営改善や効率化に積極的に取り組むよう指導してください。

第4 予算編成事務

1 提出（入力）期限 令和5年11月13日（月）

2 提出書類

(1) 事業別予算概要（財務会計システム上の出力様式）

公営企業会計については、任意様式

(2) その他参考となる資料

ア 事業別予算概要の記入スペースが不足する場合は、別紙を適宜追加してください。

既存資料で活用できるものは、別添として、できるだけ活用してください。

イ 予算が新たに規則、要綱等の制定又は改正を伴うこととなる場合は、その骨子案を添付してください。

ウ 投資的経費（ハード事業）については、B表「事業費に関する調」を添付してください。

エ 要求額の根拠となる見積書、設計書、写真等を添付してください。

(3) 債務負担行為見積書

(4) 主要事業説明資料

政策的経費、経常的経費のうち新規又は拡充事業については、事業費ごとに主要事業説明資料を作成し、予算費目担当者へメールで提出してください。必ず令和5年度当初予算主要事業説明資料を参考に作成してください。

※各種様式は、desknetsNEO－文書管理－財政課－財政担当に保存しています。

第 5 予算編成日程（予定）

令和 5 年 10 月 17 日	予算編成事務説明会
11 月 13 日	予算見積書等提出期限
12 月上旬まで	財政担当ヒアリング、調整
12 月中旬から	財政課長調整
令和 6 年 1 月中旬	財務担当部長調整、内示
1 月 23 日	副市長調整
1 月 30 日から 2 月 1 日まで	市長査定
2 月上旬	予算決定通知
中旬	予算書、予算説明資料作成
下旬	3 月議会招集告示
3 月初旬	予算上程